



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



皆さまいかがお過ごしでしょうか。今年は桜の開花が早い早いと言われながらも、結果的には遅く、天気の加減で比較的長く楽しめてよかったです。まもなくゴールデンウィーク。最近、円安の影響もあるのか、どこへ行っても日本人よりも外国人のほが多い気がします。お出かけされるのか、家でゆっくりされるのか、人それぞれで楽しめると思います。

★ちょこっと小話★

～SNSのメッセージ「マルハラスメント」!?～



SNSのメッセージに句読点の「。」を付けないこと。これが最近の若者世代のルールだそうです。句読点を付けないのは知っていましたが、単に「、」「。」一つでも早く打つのに面倒だからという理由かと思っていたら、理由はそうではなく、「冷たい」「権威的」「機嫌が悪い」と取られるそうです。絵文字が多い、文章が長い、というのも若者からは「おばさん構文」と言われているらしく（笑）。ちなみに文末に「！」を付けると、10代は「圧を感じ」て不評なのだそうです…。

どちらが正しい正しくないではなく、相手の考えをよく知って対応するというのがスムーズなコミュニケーションに大切なのでしょうね。

★4月のお仕事カレンダー



4/10	● 3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
4/15	● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出期限
4/30	● 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 3月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 労働者死傷病報告（1月～3月分）の提出期限

★法改正情報★



- 協会けんぽの保険料率変更（令和6年3月分から）
中小企業の従業員を中心とした健康保険を運営する全国健康保険協会（協会けんぽ）は、毎年1回、3月分（4月納付分）から適用される保険料率の見直しを行います。令和6年3月分から、保険料率が変更になりました。
40歳以上65歳未満の方については、上記に加えて介護保険料率を負担・納付します。全国一律1.6%（これを労使折半）に変更になりました。
- 労災保険率が改定（令和6年4月から）
4月1日から、労災保険率、第2種特別加入保険料率、労務費率が改定されています。
- 改正無し
厚生年金保険料率、子ども子育て拠出金率、雇用保険料率については、今回変更はありません。

令和6年度 法改正一覧

今年度の法改正をまとめました。ご確認ください。

4月：労働基準法

- 採用直後だけでなく、将来の勤務地や業務の変更範囲も事前に明示することを義務化。
- 無期転換申し込みの機械や無期転換後の労働条件について、書面で明示することを義務化。
- 専門業務型裁量労働制を適用する際に、本人の同意が必要に。
- 時間外労働の上限規制の適用猶予期間が終了し、建設事業、自動車運転業務、医師などにも上限規制の適用が開始。

4月：改善基準告示

- トラック、バス、タクシーなどの運転者の拘束時間をこれまでより短く、休息時間を長く設定。

4月：障害者雇用促進法

- 週 10 時間以上 20 時間未満の短時間労働者である障害者を実雇用率にカウント。
- 障害者雇用率を 2.3%→2.5%へ引き上げ。

10月：年金改革法

- 社会保険の加入者が 50 人超の企業で働く短時間労働者も、社会保険の加入対象に。

4月から労働条件の明示ルールが変わります。雇入れの段階で、将来的にどの範囲で転勤や配置転換があり得るのかを明示する必要があります。有期契約の場合は、無期転換申し込みの機会についての明示も必要です。労働条件通知書の内容を見直しておきましょう。

10月からは、従業員数（社会保険の加入者）50人超の企業について、パートタイマー、アルバイトの社会保険の加入が義務化されます。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

